

○奈良県警察内部公益通報処理要綱の制定について

(平成19年3月30日例規第14号)

[沿革] 平成31年4月例規第23号、令和4年6月第14号改正

別記のとおり奈良県警察内部通報処理要綱を制定し、平成19年3月30日から実施することとしたので、所属職員への周知徹底を図るとともに適正な運用に努められたい。

別記

奈良県警察内部公益通報処理要綱

第1 趣旨

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、奈良県警察（以下「県警察」という。）において、職員等からの法令違反等に関する通報又は相談を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 内部公益通報 県警察の職員（以下「職員」という。）、県警察の契約先の労働者、これらに該当する者であったものその他の県警察の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（以下「職員等」という。）が、県警察に対して行う次に掲げる通報をいう。

ア 県警察（県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれがある場合を含む。）に係る通報

イ 職員による奈良県警察職員服務規程（昭和30年4月奈良県警察本部訓令第14号。以下「服務規程」という。）に違反する行為（以下「服務規程違反行為」という。）に係る通報

- (2) 内部公益通報・相談窓口 内部公益通報を受理し、及び内部公益通報に関連する質問・相談（匿名又は仮名の者からのものを含む。以下同じ。）に応じるための窓口をいう。

第3 内部公益通報・相談窓口の場所等

1 内部公益通報・相談窓口の場所

- (1) 警務部監察課に内部公益通報・相談窓口を置く。
- (2) 内部公益通報・相談窓口は、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）が指定する者（以下「通報担当者」という。）で構成する。

2 内部公益通報の方法

- (1) 職員等が内部公益通報を行う場合は、内部公益通報書（別記様式第1）により内部公益通報・相談窓口に通報を行うものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、職員等が内部公益通報を行う場合において緊急を要するときは、口頭により行うことができるものとする。この場合において、通報を受けた通報担当者は、通報をした者（以下「通報者」という。）及び通報内容について内部公益通報（口頭）受付票（別記様式第2）を作成するものとする。

3 内部公益通報・相談窓口への連絡

職員（通報担当者を除く。）は、内部公益通報又は内部公益通報に関する質問・相談（以下「内部公益通報等」という。）を受けたときは、速やかに内部公益通報・相談窓口へ連絡するものとする。

4 内部公益通報対応業務従事者の指定

- (1) 監察課長は、内部公益通報の処理に従事する職員を定める場合は、その都度、書面その他の方法により本人に通知するものとする。
- (2) 監察課長は、内部公益通報の処理に従事する職員に対し、公益通報対応業務に必要な知識及び技能の向上を図るための措置（通報者を特定させる事項の取扱いに係るものを含む。）を講じる。

5 秘密保持等の徹底及び範囲外共有等の防止

- (1) 内部公益通報等の処理に従事する職員又は従事する職員であった者は、内部公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。
- (2) 監察課長は、職員が通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置を講じる。
- (3) 監察課長は、職員が、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行うことを防ぐ措置を講じる。

6 利益相反関係の排除

- (1) 職員は、自らが関係する内部公益通報等の処理に関与してはならない。
- (2) 監察課長は、自らが事案に関係する職員を内部公益通報等の処理に関与させない措置を講じる。

第4 内部公益通報の処理の手順

1 内部公益通報の受理等

- (1) 監察課長は、職員等から通報を受けたときは、内部公益通報処理票（別記様式第3）に必要事項を記載するとともに内部公益通報管理台帳（別記様式第4）に

登載した上で、当該通報を受理するか否かについての判断を行うものとする。

- (2) 監察課長は、(1)の判断を行ったときは、当該通報内容及び判断結果について、内部公益通報処理票により警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 通報者への通知

- (1) 監察課長は、職員等から受けた通報が内部公益通報に該当するときは、当該通報者に対し、内部公益通報として受理した旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、監察課長は、通報者に対し、当該内部公益通報をしたことに対する不利益な取扱いのないこと、当該内部公益通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、内部公益通報の受理後の手続の流れ等を併せて説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による内部公益通報であるため当該通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。（(2)、3(3)及び(5)並びに4(2)に規定する通知においても同様とする。）
- (2) 監察課長は、職員等から受けた通報が内部公益通報に該当しないときは、当該通報者に対し、当該通報を内部公益通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

3 調査の実施等

- (1) 監察課長は、受理した内部公益通報の内容について、既に調査済みである等の理由により調査を行う必要がないと認められる場合を除き、速やかに調査を行うものとする。
- (2) 調査に当たっては、監察課長の指揮又は調整の下、通報者の秘密を守るため、当該通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- (3) 監察課長は、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- (4) 監察課長は、当該内部公益通報に係る事実が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項並びに奈良県警察職員懲戒等取扱規程（昭和29年9月奈良県警察本部訓令第18号）第18条及び第19条の各処分に該当しないものであるときは、調査の経過及び結果について内部公益通報調査結果報告書（別記様式第5）により本部長に報告するものとする。
- (5) 監察課長は、調査を行う上で当該内部公益通報の関係者の秘密、信用、名誉、

プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、調査が終了したときは当該調査の内容を、内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、遅滞なく通知するものとする。

4 是正措置等の実施等

- (1) 監察課長又は法令違反行為若しくは服務規程違反行為をした職員が在籍する所属その他の内部公益通報の処理に係る所属（監察課を除く。以下「関係所属」という。）の長（以下「関係所属長」という。）は、調査の結果、法令違反又は服務規程違反が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。この場合において、監察課長又は関係所属長は、是正措置等の内容を遅滞なく是正措置等実施結果報告書（別記様式第6）により、（関係所属にあっては監察課長を経由して）本部長に報告するものとする。
- (2) 監察課長は、当該内部公益通報の関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、是正措置等の内容を速やかに通知するものとする。

第5 関係者の処分等

本部長は、内部公益通報に係る事実に関して、必要があると認めるときは、関係者の処分を行うものとする。この場合において、本部長は、必要に応じて、その内容を公表するものとする。

第6 奈良県公安委員会への報告

本部長は、内部公益通報の概要、当該内部公益通報の調査結果及び是正措置等の内容を奈良県公安委員会に遅滞なく報告するものとする。

第7 是正措置等の実効性評価

本部長は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うものとする。

第8 通報者等の保護

1 不利益な取扱いの禁止

- (1) 監察課長は、職員が、通報者又は内部公益通報に関連する相談をした者（以下「通報者等」という。）に対し、不利益な取扱いを行うことを防ぐ措置を講じる。
- (2) 本部長は、通報者等に対して不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置を講じる。範囲外共有や通報者の探索を行った職員、当該内部公益通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

2 通報者等のフォローアップ

監察課長は、関係所属の必要な協力を得ながら、内部公益通報の処理の終了後、通報者等に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせが行われていないかなどを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、適切な救済・回復の措置を講じる。

第9 関係事項の公表等

1 関係事項の公表

内部公益通報等に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、内部公益通報等への対応の仕組みの運用状況に関する情報を公表するものとし、その運用状況の概要を職員に周知するものとする。

2 運用状況の評価及び改善

内部公益通報対応体制の運用状況について、必要に応じ、警察職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて評価及び点検を行うとともに、事業者による先進的な取組事例等を参考にした上で、当該内部公益通報対応体制等を継続的に改善する。

第10 その他

1 内部公益通報関連資料の管理

監察課長及び関係所属長は、内部公益通報の処理に係る文書を、奈良県警察行政文書管理規程（平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号）に基づき、適切に管理するものとする。

2 協力義務

- (1) 職員は、正当な理由がある場合を除き、内部公益通報に関する調査に誠実に協力するものとする。
- (2) 職員は、内部公益通報について、他の行政機関その他公の機関から法の規定による調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

3 県民等からの情報提供

職員は、県民等から内部公益通報に関連する情報提供を受けたときは、これを誠実に処理するものとする。

(別記様式省略)